

農林水産業・地域の活力創造に向けた施策 の推進について

TPP協定については、10月8日のTPP首脳会合において、交渉の年内妥結に向けて課題解決に取り組むことが合意され、国内においては、関税の取扱いに関し、重要5品目などについての検証が行われています。

こうしたなか、国では、農林水産業・地域の活力創造に向けて、米政策や農地政策を大幅に見直すことが検討されています。

これらは、地域の農林水産業や農山漁村の持続的な発展を図る上で、国として極めて重要な課題であり、地方と十分に協議・調整し、実効性のある政策を国の責任において構築していただく必要があります。については、次の事項について格段の配慮を願います。

- 1 TPP協定については、地方経済・国民生活への影響や効果、交渉内容等に関する国民への十分な情報提供と明確な説明を行い、交渉に当たっては、地域の活力を決して低下させないよう、国益を守られたい

農林水産業については、経済連携の推進のあるなしに拘わらず、持続的に発展していけるよう、国の責任において、具体的・体系的対策を明示し、講じられたい

協定参加の可否については、地方の意見を十分に聴き、国民合意を得た上で判断することとし、特に、東日本大震災からの復興を目指す地域の活力をいささかも損なうことのないよう、慎重に対処されたい

- 2 新たな米政策や農地政策の制度化の検討にあたっては、地方と十分に協議の上、性急な見直しによる地域営農の混乱を招かないようにされたい

- 3 農地中間管理機構は、従来の生産者の高齢化や耕作放棄地の増大など農業の構造的問題に対応し、日本再興戦略の一環として国としての対策を強化するため、農地を借受けて農地の利用配分計画に基づき貸付けを行うなどの土地利用関係の調整を行い、農地の集積による農業の競争力強化の観点から設立・運営されるものであること、また、農地中間管理機構に対する都道府県知事の認可、命令、立入検査等の権限は法定受託事務とされていることに鑑み、国の責任のもと、全額国庫により確実に実施されたい

- 4 新たな日本型直接支払制度である多面的機能支払については、地域政策として位置づける議論がなされているが、元々は従来の戸別所得補償制度の考え方に基づく経営所得安定対策が全額国庫により実施されてきた経緯も踏まえ、法制化のうえ、基本的に国庫負担により予算を確保し、我が国の農地の保全を図られたい